再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２２年（再）第９４号

愛知県名古屋市中村区名駅３丁目25番９号
再生債務者　株式会社インフォニックス
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式の全てにあたる普通株式2855株、Ａ種優先株式7085株、Ｂ種株式712株及びＣ種株式595株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期日において募集株式の引受人が出資の履行をした日
３　減少する資本金の額　資本金４億2497万3750円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期日において募集株式の引受人が出資の履行をした日
５　募集株式の数　普通株式１株
６　募集株式の払込金額　普通株式１株につき１円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　再生計画認可決定確定日の翌日（但し、同日が銀行法の定める休日である場合はその翌営業日とする。）又は再生債務者が別途定める日
８　増加する資本金の額　１円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成23年２月１日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第５号

埼玉県東松山市大字高坂1167番地１
再生債務者　有限会社ゆうひや商店
１　決議に付する計画案　平成23年１月17日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年３月15日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年３月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年３月１日
平成23年２月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第９号

千葉県佐倉市江原504番地
再生債務者　株式会社鳥羽ミート
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成23年２月３日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再）第１１号

千葉県木更津市太田２丁目２番１号
再生債務者　有限会社宝家
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画遂行
平成23年２月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再）第１号

広島県三原市本郷町善入寺64番地の10
再生債務者　広島エアポートビレッジ開発株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生計画の遂行
平成23年２月２日　広島地方裁判所尾道支部

平成１９年（再）第７号

大分県別府市大字北石垣字深町851番地
再生債務者　医療法人社団上人会
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年２月４日
大分地方裁判所民事第１部

平成１９年（再）第８号

大分県別府市大字北石垣字深町851番地
再生債務者　財団法人大分健康管理協会
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年２月４日
大分地方裁判所民事第１部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第１２０号

東京都千代田区神田神保町２丁目20番地
再生債務者　株式会社フォーエヴァー
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区丸の内２－２－１　岸本ビル815区　丸の内総合法律事務所
弁護士　武田　仁
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年２月３日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２２号

千葉県市川市南八幡１丁目10番２―101号
スイートキャッスル市川
再生債務者　佐川　明美
１　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月25日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月11日から平成23年３月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第３３６号

埼玉県新座市新堀２丁目16番11号
再生債務者　洲永　克己
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月14日から平成23年３月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３５６号

千葉県習志野市谷津２丁目20番７号　アーバンヴィラ105号
再生債務者　高橋　裕介
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月14日から平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第３９０号

千葉県船橋市二和東６丁目21番11号
再生債務者　松川　由美
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月14日から平成23年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第３５７号

名古屋市昭和区萩原町５丁目20番地ファンタジア第３川名１Ｂ号
再生債務者　長縄慶一郎
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月７日から平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第３５８号

名古屋市昭和区萩原町５丁目20番地ファンタジア第３川名１Ｂ号
再生債務者　長縄　明子
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月７日から平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第１３６号

愛知県岡崎市伊賀町字西郷中５番地１
再生債務者　藤井　健二
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月７日から平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第５号

愛知県豊田市折平町上屋敷497番地63
再生債務者　朝日　陽一
１　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月28日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月７日から平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部